

回覧

生駒市まちをきれいにする条例の改正について

現行条例の構成

- ア 「環境美化に関する市民等、飼い主等、土地所有者等、事業者及び市の責務」について
- イ 「禁止、義務行為」について
 - ポイ捨て禁止（８条）、ふん放置禁止（９条）、落書き禁止（１０条）、喫煙制限（１１条１項）、回収容器の設置・管理（１２条）、チラシ等の散乱防止（１３条）、空地等の適正管理（１４条）
- ウ 「環境美化の推進」について
- エ 違反者に対する「指導・勧告」について



現行は規定に違反している者に対し、勧告に止まっていたが、**命令及び氏名等の公表**ができ、**過料に処**することに改正。

（平成２５年１０月１日施行）

○禁止、義務行為の違反者が正当な理由なく勧告に従わない場合に勧告に従うべきことを命ずることができる。（第２０条第１項）

○正当な理由なく命令に従わないときは、意見陳述の機会を与えた上で氏名・住所等を公表することができる。（第２０条第２項）

○ポイ捨て禁止（８条）、ふん放置禁止（９条）に違反し、かつ、命令に従わなかった者は、２万円の過料を処する。（第２２条）

担当：環境政策課